

徳島市中小企業生産性向上支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響に加え、インボイス制度等の事業環境の変化もある中、国の生産性革命推進事業（小規模事業者持続化補助金・IT導入補助金に限る）を活用して、地道な販路開拓や設備投資等、前向きな投資を行う中小企業、小規模事業者等の支援を目的として、予算の範囲内において徳島市中小企業生産性向上支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等の交付に関する規則（昭和30年徳島市規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、国の生産性革命推進事業のうち、次の各補助金（以下「国補助金」という。）を採択され、補助金の確定を受けたものを補助対象事業とする。ただし、「交付額確定通知書」の通知日が、令和6年2月29日までのものに限る。

- (1) 小規模事業者持続化補助金（第8回受付締切分以降）
- (2) IT導入補助金（2022）（2023）

(補助対象者)

第3条 この要綱の規定に基づき補助金の交付を受けることができる者は、市内に本社、本店又は主たる事業所を有し、国の生産性革命推進事業のうち、前条各号に規定する補助対象事業の補助金額の確定を受けた者であって、次の各号の一に該当しない場合とする。

- (1) 市税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号から第4号までに規定する普通税及び同条第6項第1号に規定する目的税及びこれらに係る延滞金及び督促手数料をいう。）を滞納している場合
- (2) 補助対象事業において、国補助金を除き、国、県又は市町村等のその他の補助金等の交付を受けている場合
- (3) 「徳島市建設業者指名停止等措置要綱」及び「徳島市物品の購入契約等に係る指名停止等措置要綱」の規定に基づき、指名停止及び指名回避の措置を受けている場合、又は指名停止及び指名回避の措置に相当する行為を行った場合
- (4) 申請者又は法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力である場合、反社会的勢力との関係を有している場合、又は反社会的勢力から出資等の資金提供を受けている場合

(補助金の額)

第4条 補助率及び補助上限額については、第2条各号に規定する補助対象事業につき、補助率は3分の2、補助上限額は10万円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、徳島市中小企業生産性向上支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象事業の交付額の確定通知書の写し
- (2) 補助対象事業の実績報告書類の写し（総事業費・補助対象経費等を含むもの）
- (3) 誓約書（別記様式第2号）
- (4) 市税の納付状況の確認に関する同意書（別記様式第3号）
※市内に事業所を有する個人事業主であって、市外に住民登録を有している場合は、住民登録を有している市区町村税の滞納がないことを証する書類
- (5) 国補助金申請後に所在地等の変更があった場合、その変更内容が分かる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは申請書及びその添付書類の内容を審査し、補助金を交付する旨を決定したときは徳島市中小企業生産性向上支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により、交付しない旨を決定したときは徳島市中小企業生産性向上支援事業補助金不交付決定通知書（別記様式第5号）により、それぞれの旨を、当該申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付の決定を行う場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

（実績報告）

第7条 補助金の交付に係る実績報告については、第5条に規定する交付申請によりなされたものとみなす。

（補助金の請求等）

第8条 第6条の額の交付決定通知を受けた補助事業者は、市長が定める方法により、補助金を請求するものとする。

2 市長は、補助事業者から前項の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) その他この要綱の定めに違反したとき。

（必要事項）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和5年9月22日から施行する。